

令和2年度事業計画（案）

I. はじめに

昨年6月6日、第198回通常国会において、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が成立し、本年8月頃に施行が予定されている。改正の内容は、①現行の目的規定を廃止し、使命規定を新設すること、②懲戒権者を法務大臣とすること、③懲戒における戒告処分につき聴聞の機会を保障すること、④懲戒処分につき除斥期間を設けること、⑤司法書士が一人の司法書士法人の設立に関する規定を設けることである。懲戒に関する規定の整備により、公正妥当な懲戒判断がなされ、司法書士制度の安定に繋がるものと期待される一方で、「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」旨の使命規定が新設されたことの意義を、司法書士会会員一人一人が、自覚していかななくてはならない。使命規定の新設は、長年にわたる司法書士会会員の執務姿勢と、会による権利擁護に関する社会的活動に対する国民からの評価によるものであり、司法書士に対する国民の期待は更に高まるものと思われる。日々の業務をとおして権利擁護の実現を図るのは当然のことであり、国民の権利擁護に関する活動への積極的取り組みが求められるであろう。こうした中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による経済状況の急速な悪化により、所得と雇用に深刻な影響が生じてきている。本会は、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症に起因する問題を抱える方々に対する相談事業を推進していく。

法改正により、司法書士は「法律事務の専門家」であることを法律上明記されたことを受け、これまで以上に重い職責を担うことを覚悟しなくてはならない。登記、裁判等の従来の業務に加え、新たな業務分野への進出、経済的困窮者等や高齢者等に対する権利擁護に関する社会的活動を推進していくことにより、国民に最も身近な法律家であり、地域における最も身近な相談相手としての地位を確立していく必要がある。

II. 重要テーマ

1. 高齢化社会への対応

内閣府の令和元年度版高齢社会白書によると、平成30年10月1日現在、我が国の総人口に占める65歳以上人口は28.1%となった。65歳以上人口は今後も増加傾向が続き、令和24年にピークを迎え、その後は減少が予

想されている。中小企業経営者においても高齢化が進み、後継者が見つからないという事業承継問題が深刻化しており、特に沖縄県においては、後継者不在率が全国一高い状況となっている。司法書士はこれまで、相続登記の専門家として相続問題に関与してきたが、高齢化社会が進む中、相続登記のみならず、信託業務、財産管理や財産承継業務、事業承継業務を司法書士業務として推進していく。

2. 相続登記等への対応

所有者不明土地、相続登記未了土地への対応については、一昨年11月に「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」が施行され、長期間相続登記が未了の土地について、相続人に対し相続登記を促すための作業が開始した。相続人調査後に相続人への通知がなされた後の相続登記は司法書士が担うことになる。昨年5月に「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立し、表題部所有者不明土地について、所有者等探索委員制度が昨年11月に施行され、本会会員が委員に推薦された。所有者を特定することが出来なかった表題部所有者不明土地については、裁判所選任の管理者による管理制度が本年11月に施行予定であり、管理者として司法書士の活用が期待されている。また、相続分野における民法改正が施行され、本年7月10日から、法務局による自筆証書遺言書保管制度が開始し、法制審議会民法・不動産登記法部会では、相続登記の義務化が検討されている。このように「相続」に関連する法律や制度が大きく変わろうとする中、相続の専門家である司法書士は、その専門性を発揮し、国民の期待に応えていくことが求められている。そこで、本年度は「司法書士相続相談センター」を開設し、相続に関する国民の法的ニーズに迅速に対応できるよう相談窓口を拡充し、相続に関する正確な情報を発信し、法的サービスが行き届くように努める。

3. 法律相談の充実

これまで、「なは司法書士総合相談センター」にて週2回、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月1回、所属相談員による無料の面談法律相談を実施してきたが、本年6月を目標に、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を開設し、沖縄市とうるま市において、毎月1回の面接無料相談を実施する。さらに、相続に関する相談の増加が予想されることから、これまで以上に迅速に対応するために「司法書士相続相談センター」を開設し、相談希望者を最寄りの会員を紹介することで、速やかに相談に対応できる体制を構築し、毎月1回の面接無料相談を実施し、法的サービスの拡充を図る。

4. 部会・委員会活動の活性化

国土交通省では、土地基本法・土地基本方針の閣議決定に基づく今後の個別政策の展開について検討がなされており、法制審議会民法・不動産登記法部会では、相続登記の申請の義務化や登記所が他の公的機関から死亡情報を入手することが検討され、土地所有権の放棄の手続き、共有関係にある土地の管理等の方策、不在者財産管理制度、相隣関係規定等の見直しが行われている。また、今後は裁判手続きのIT化が進められる。更に、AIを活用した不動産取引における本人確認や、ブロックチェーンの活用による不動産取引等が議論される等、今後、我々の慣れ親しんだ業務に大きく影響する可能性がある。法律や制度が大きく変わると、国民にも大きな影響が出てくることから、最新情報を収集分析し、会員研修、広報活動を推進していくには、専門の部会・委員会の役割がますます重要となる。そこで、部会、委員会の目的及び役割を明確に示し、部会・委員会としての活動方針、事業計画及び予算案を主体的に策定することで独立性、専門性を高め、継続的な活動を行いやすい環境作りを行う等、部会・委員会の活性化を図る。

5. 会務運営の安定および効率化

事務局の残業等の負担が長年懸案となっている。事務局は会の発展のための重要な要であるとの認識を会員とともに改めて共有し、事務局の事務負担軽減及び業務の効率化を図る必要がある。そのためには役員のみならず各会員の理解と協力が必要不可欠である。本年度も書面送付会員へ働きかけてメール登録への要望を継続して行うとともに、事務局の労働条件の改善のため、執務規定の改定や業務の効率化を図るため一部外部専門家への委託も含め検証を進める。また、裁判所においても書面のネット提出や口頭弁論期日におけるWEB会議等の利用によるさらなる利便性の向上や訴訟の迅速化がはかられようとしているなか、当会もITを活用することで、理事会のみならず各委員会等においても会議のペーパーレス化の一層の推進、WEB会議の利用検討、会議開始時間の見直しなどにより事務局の事務負担の軽減を図り、会務運営の安定及び効率化を積極的に推進していく。

Ⅲ. 各部会及び委員会の活動

総務部

【総務全般】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 苦情に関して適切かつ迅速に対応する。
- (2) 業務に関する紛議に関する調停の斡旋
- (3) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (4) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (6) 会則第105条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【登録調査委員会】

新入会員へ倫理研修を実施する。

【非司排除委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、「非司法書士」という。）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば警告等を行う。

3. 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

【制度研究委員会】

1. 総会会議規則, 相続相談センター設置規則, 少額訴訟事件に対する報酬助成に関する実施要領, 経済困窮者に対する法律支援事業実施にかかる費用の助成に関する実施要領が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。
2. その他規則等の改善の検討

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実
 - (1) 各支部の実情の把握に努め, 本会と支部との一層の協調を図る。
 - (2) 本会から依頼を受け, 又は各支部独自で派遣等を行っている行政等で設置する定例の司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。
2. 会員への情報提供
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため, 更なるメール会員の増加に努める。
 - (2) 研修資料や業務で活用できる資料等を, 会員専用ホームページで情報提供する。
3. 執務等の改善
会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより, 会の事業執行や会員の執務を改善していく。

【権利擁護】

1. 法テラスとの連携強化
 - (1) 司法支援関連事業
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し, 法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。
 - (2) 民事法律扶助制度の活用
法テラスの法律扶助事業の充実のため, さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。
2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援
後見業務は, 司法書士制度を支える主要業務と位置づけ, 要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。
3. 権利擁護委員会等の協力を得て, 新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談会の実施, 相談員の養成を行う。

【福利厚生及び共済関係】

共済制度の検討

【会務運営の安定及び効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮，業務の効率化，執務規定等の労働条件，人員配置の適否，人事評価，給与規定，福利厚生等々について一部外部専門家への委託も含め検証を進める。

2. IT 技術の活用

IT 技術等を利用することで，本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく。

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われる全ての会議について完全ペーパーレス化を推進する。

(2) 会議開始時間の見直し

本会の行われる全ての会議について会議開始時間の見直しを検討する。

(3) WEB 会議の検討

本会で行われる会議の開催方法について，WEB 会議の利用を検討する。これに伴う会則及び会務旅費規程等の各規程の見直しを検討する。

(4) メール登録会員の要請

本年度も前年度と同様に事務局の負担の軽減を図るため書面送付会員へ働きかけてメール登録への要望を継続して行う。

【その他】

1. 政治連盟，成年後見センター・リーガルサポート，青年会との協議，情報交換

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調，連携する。

所轄委員会等

【登録調査委員会】

【紛議調停委員会】

【事故処理委員会】

【非司排除委員会】

【苦情対応担当】

【制度研究委員会】

【権利擁護委員会】

【権利擁護委員会】

1. 『多重債務事件処理の手引き』の改訂
2. 研修会の開催
3. 第8回ピンクドット沖縄に参加・相談ブースの設置
4. 沖縄県自殺対策会議への参加・意見交換
5. 経済困窮者に対する法律支援事業費用助成の利用の広報及び申請の審査

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

1. 令和2年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
2. 令和2年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
3. 令和3年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
4. 経理部業務改善
 - (1) 会員への情報伝達の迅速化及び更なるメール会員の増加に努める等により事務処理費用の削減に努める。
 - (2) 経理事務処理の効率化を図るため外部専門家の活用等の検討を行う。
 - (3) 経理処理規定の見直しを行う。
5. 財政基盤の強化
 - (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立を着実に履行する。
 - (2) 会費自動振替会員の増加に努める。
 - (3) 経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

企画部

1. 活動目的

業務の改善に関する企画及び立案，業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究を通して，沖縄県司法書士会及び各会員の業務の質の向上及び改善を図る。

令和2年度は，具体的に次の事業を行う。

2. 具体的活動

(1) 業務推進

各会員が市民の法的需要に応えられるよう，不動産登記委員会，商業登記委員会，裁判事務委員会，権利擁護委員会，消費者委員会，涉外登記特別委員会，民事信託研究委員会，交通事故対策特別委員会，空き家・所有者不明土地対策特別委員会の各委員会をとおして研修や情報提供を積極的に行う。

(2) 委員会の活性化

委員会のあり方や会務の効率化など，会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を整えるための分析や企画・立案を行う。

ア 委員会としての活動方針，事業計画及び予算案の主体的な策定を行う。

イ 会議における資料のペーパーレス化の推進

ウ 議事録・資料等のホームページ上での管理・保存

エ WEB会議の導入の検討

(3) その他

ア 「多重債務事件処理の手引き 10 訂版」を改訂し当会会員へ無償配付する。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大を含め，社会情勢の変化や発生した災害に伴い，当会にて対応を迫られる事業につき，その都度企画・立案を行う。

所轄委員会等

【不動産登記委員会】

【商業登記委員会】

【裁判事務委員会】

【消費者委員会】

【涉外登記特別委員会】

【民事信託研究委員会】

【交通事故対策特別委員会】

【空き家・所有者不明土地対策特別委員会】

3. 各委員会の活動計画

【不動産登記委員会】

1. 令和2年8月29日(土)、午後1時から午後4時まで、県会会員向けに、不動産登記委員会主催の研修会(①本人確認(地面師事件の一考察(仮))
②司法書士法人のメリット・デメリット(仮))と題して研修会を開催する予定。
2. 金融機関が使用する(根)抵当権設定契約書ないし委任状等の書類の補正事項について、会員から広く情報を収集し、県会執行部役員と共に各金融機関へ修正の申し入れを行っていく。

【商業登記委員会】

1. 商業登記に関する事例等を各会員より募集・検討し、疑義の残る事案等については、桐友会連絡会を利用し、法務局と事前に打ち合わせをすることで統一的な処理がなされることを目指す。また、募集した事例等をまとめ研修を行う。
2. 離島においては、公証人がいないため定款認証を法務局登記官が行っているが、システムの環境が整っていないため電子認証を受けることができない状況にある。このような、地域格差を是正するため、本会、政治連盟とともに法務局・公証人との調整を図ると同時に、解決策を検討する。
3. 各会員の商業登記に関する情報提供および知識の向上のため、業務研修を行う。

【裁判事務委員会】

1. 民裁修習の継続
引き続き「民事演習教材」「民事演習教材2」を基に、要件事実の実践的学習を行い、ブロック・ダイアグラムが作成できるレベルの能力育成を目指す。修習での議論を踏まえ、サマリーペーパーを作成する。
2. 研修の実施
民裁修習の成果を還元する研修を開催する。
3. 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査
新設される少額事件報酬助成の申請があった際に審査を行う。併せて、会員に活用を呼び掛ける。
4. 委員会の開催
民裁修習終了後の時間を活用し、積極的に開催する。
5. 交通事故対策委員会との連携
今年度は、交通事故対策委員会が中心となって交通事故訴訟への取り組み

みを強化するので、裁判事務委員会としても連携して裁判事務を行う会員の拡大を目指す。

【消費者委員会】

1. 「多重債務事件処理の手引き」の改訂
2. 沖縄県多重債務対策協議会及び沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議へ参加し、意見や提言を行う。
3. 適格消費者団体を目指す「NPO法人消費者ネットおきなわ」の会議へ参加し、不当条項等の情報提供や意見交換を行う。
4. 研修会の開催
5. 県と関連団体で毎年年末に行っているヤミ金ビラ剥がしへの参加
6. 消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査、研究等

【涉外登記特別委員会】

1. 香港と沖縄で弁護士資格を有する絹川弁護士（沖縄弁護士会）を招聘して香港法の勉強会を開催する。
2. 本会の会員からの涉外登記案件の相談窓口の設置について検討をする。会員から寄せられた質問について、当委員会で検討して回答するという内容を予定している。
3. 書籍について、加筆、訂正、補充のため委員会を開催する。

【民事信託研究委員会】

1. 民事信託に関する情報収集及び研究を行う。
2. 民事信託に関する研修会を開催する。
3. 遺産承継等財産管理業務の情報収集、研究を行う。
4. 遺産承継等財産管理業務に関する研修会を開催する。

【交通事故対策特別委員会】

1. 日司連から講師を招聘して交通事故研修会を実施する。
2. 上記研修の履修者の中から交通事故相談員を募集する。
3. 交通事故相談員による交通事故相談会を開催する。

【空き家・所有者不明土地対策特別委員会】

1. 審議員等の推薦
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日公布）、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年 6 月 13 日

公布)、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年5月24日公布)に基づく事業や審議会等の立ち上げは、今年度も続くと思われる。審議委員等の推薦依頼に応じて審議委員等の推薦方法を検討する。

2. 沖縄県特有の所有者不明土地について

沖縄県特有の所有者不明土地の原因、実情、対処法等を研究し、研修を実施する。

広 報 部

昨年度に引き続き、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度の広報を行う。とりわけ当会の中核機関である「司法書士総合相談センター」、とくに新たに設置される「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」、相続相談の増加に伴って設定される「司法書士相続相談センター」などの各相談事業の認知向上に努める。本年度に施行される自筆証書遺言の法務局保管手続において司法書士の役割を確知し、必要であればその点を県民に発信する。

また会員に対しても、会員が求める情報等を把握する努力をし、会務情報誌、会報等を通じて、会員に必要な情報を的確に発信していく必要がある。

1. 相談事業の広報について

司法書士総合相談センターや、新設される「司法書士相続相談センター」の市民に対する広報を、HP、新聞広告等により行っていく。

2. 広報的相談活動の実施

(1) 役員変更登記はお済みですか月間（5月）

令和2年5月頃の1か月間、「役員変更登記はお済みですか？」月間として会員各事務所に無料相談を実施することに伴い、広報・告知のため県2紙の新聞告知等を利用して広報を行う。

(2) 消費者月間関連事業（5月）

令和2年5月頃の1か月間を「消費者月間」として、各司法書士事務所において無料相談を実施する事に伴い、その内容を広報する。

(3) 法律扶助推進月間（10月）

全国一斉司法書士法律扶助推進月間が、令和2年10月頃に1か月間行われる予定であり、それに伴い、内容を広報する。

(4) 「法の日」無料法律相談会

令和2年10月頃の指定した週の期間内に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であり、その内容の広報活動を行う。

3. 那覇法務局の共催事業の広報について

(1) 相続登記はお済みですか月間（2月）

令和3年2月頃「相続登記はお済みですか月間」市民公開講座についての広報を行なう予定。

(2) 「司法書士の日の記念事業」の広報

司法書士の日記念事業として、那覇地方法務局との共催の相続等に関連する市民公開講座・無料相談会についての広報を行う予定。

4. 会報の発行について

新企画である「沖縄県司法書士の軌跡」をさらに継続し、また会員が欲している情報を把握し、業務に関連する情報などを可能な限り発信していくことに努める。またこれまでの枠にとらわれない斬新な企画を検討し、会報の発行を待ち遠しくなるような内容とするよう計画していく。

5. 有料広告について

新聞広告を中心にHP，自治体広告などを活用し行っていく。

6. その他

長年使用してきた会館の懸垂幕を時代に合ったものとするためのリニューアル，会館を訪れる市民がわかりやすいよう司法書士会館ガラス面を利用したガラスラッピングなど会員の意見を踏まえ，また景観に配慮し，会員・地域に愛される会館を利用した広報を検討する。

研 修 部

1. 会員研修

司法書士会会員が、法律実務家として必要な専門知識を修得するため、法令・実務・教養その他これに関連する研修を行う。

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

イ 新法・改正法に関する研修

ウ 不動産登記に関する研修

不動産登記委員会と連携し研修を行う。

エ 商業・法人登記に関する研修

商業登記委員会と連携し研修を行う。

オ 裁判実務に関する研修

裁判事務委員会・交通事故対策特別委員会と連携し研修を行う。

カ 財産管理業務に関する研修

キ 信託に関する研修

民事信託研究委員会と連携し研修を行う。

ク 渉外登記に関する研修

渉外登記特別委員会と連携し研修を行う。

ケ その他実務に関する研修

(2) 支部研修会

支部主催の研修を奨励する。

(3) 連合会主催研修会への参加を奨励する。

ア 日司連年次制研修会

イ 業務研修会（同時配信）

ウ 日司連中央研修会

エ 中央新人研修

(4) 九州ブロック会員研修会への参加を奨励する。

ア 令和2年9月5日九州ブロック会員研修会（於宮崎観光ホテル）

イ 九州ブロック新人研修会

2. 新入会員研修

新入会員及び入会予定者に対し、業務に関する法的知識・司法書士会員として必要な識見と品位保持に関する事項を修習させるため研修を行う。

(1) 新入会員配属研修

(2) 新入会員一般研修

3. 関連団体との共催

4. 補助者実務研修

会員の円滑な業務遂行に資するため、業務に必要な知識及び実務その他業務態度に関する事項について行う。

5. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

(2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。

当会は、単位制研修における12単位以上取得者の割合が19.7%で全国で下から2番目である(全国平均65.3%、全国1位は京都会の96.4%)。そのため、当会会員の6割が12単位以上取得することとなるよう取り組む。

(3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

(4) 離島支部及び北部支部の会員を対象としたインターネット配信研修について、映像・音声により安定したツールで行えるよう改善を図る。

相談事業部

1. 相談事業の充実

(1) 司法書士総合相談センター

本年6月を目標に、新たに本島中部地域に「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を設置し、次のとおり、各場所・日時において定期的な無料法律相談会を行う。なお、相談事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きいため、相談会の開催方法・日時・場所等は、随時、状況に応じた対応を行う。

ア なは司法書士総合相談センター

本会会館にて、週2回、火曜日・木曜日

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市町村での相談会が中止される事となるため、当面の間、上記に加え水曜日にも相談会を行う。

イ ちゅうぶ司法書士総合相談センター

設置後は、沖縄市役所で毎月1回、第2金曜日、うるま市役所で毎月1回、第3水曜日

ウ やんばる司法書士総合相談センター

名護市にて、毎月1回、第3水曜日

エ 離島等の遠隔地

電話相談により、個別に対応する。

(2) 司法書士総合相談センターの充実及び相談員の養成

司法書士総合相談センターの充実と更なる相談員の養成、拡充に取り組む。特に新入会員に対しては、相談技法向上のため、同席研修・相談会への参加を奨励する。

(3) 司法書士相続相談センター

今年度から、新たに司法書士相続相談センターを設置し、相続に関する市民の高いニーズに対応できるよう、相続に特化した相談業務の体制を整備する。

(4) 離島（司法過疎地域）及び養育費に関する相談会の実施

本年度は、離島相談会（司法過疎地域）や養育費相談会等を予定しており、沖縄県司法書士青年の会と連携・協力して各相談会を実施する。

(5) 紹介依頼

本会への紹介依頼に対し、最寄りの会員等を紹介する。

(6) 行政評価事務所主催の相談会

行政評価事務所主催の「暮らしの総合行政相談会」（那覇中央郵便局，那覇市小禄支所）に毎月1回、また、同事務所主催の特設「一日合同行政相談

会」に、それぞれ本会所属会員を相談員として派遣する。

(7) 市町村及び社会福祉協議会への派遣，紹介

市町村や社会福祉協議会等の公的機関が継続的に開催する相談会に本会所属会員を相談員として派遣，または，紹介する。

(8) 行政機関への協力

沖縄県等が開催する自殺対策事業及び消費者庁が実施する消費者月間に協力し，必要があれば相談員を派遣する。

(9) 連合会から要請のある相談会

ア 9月「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」

イ 10月「法の日週間における司法書士法律相談会」

ウ 2月「相続登記はお済みですか月間における相続登記講演会・相談会」

エ 司法過疎地域における相談会

オ その他，連合会から要請のある相談会

(10) 空き家，所有家不明土地問題への対応

行政機関等から「空き家，所有者不明土地問題」に関する講演会，または，相談会等の依頼があった場合は，本会所属会員を派遣する。

(11) 新型コロナウイルス感染症拡の問題及び自然災害等への対応

今年度は，新型コロナウイルス感染症拡に起因する生活・経済的な問題が多数発生することが想定されるため，連合会，関連団体及び関係機関と協力し，情報収集に努め，必要があれば相談会を実施する。

その他，台風等により自然災害が発生した場合において，必要があるときは，相談会を実施する。

(12) ADR 調停センター

全国の ADR 調停センターの動向を確認の上，組織面・運用面から沖縄における認証の必要性の有無について検討する。

(13) その他

その他，市民への法的サービスの拡充に繋がる相談会を実施する。

2. 法務局との共催事業

(1) 司法書士の日記念事業講演会・相談会

8月の司法書士の日前後に，講演会・相談会を実施する。

(2) 相続登記はお済みですか月間講演会・相談会

2月の相続登記はお済みですか月間に合わせて，本会会員の各事務所に於いて無料相続相談を行い，また，会場を使用しての講演会・相談会を実施する。

3. リーガルサポート沖縄支部との共催事業

成年後見制度の利用促進活動

一般の市民の方々に成年後見制度をより良く知ってもらうために、リーガルサポート沖縄支部と共催にて成年後見制度に関する講演会・相談会等を実施する。

4. 行政、関連団体及び関係機関との連携強化

(1) 沖縄士業ネットワーク協議会

沖縄県士業ネットワーク協議会が主催する「よろず相談会」へ相談員を派遣する。

(2) 各自治体との災害時協定

那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会が締結した「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく要請があった場合は、本会から相談員を派遣する。

(3) 社会貢献活動及び権利擁護事業

経済的困窮者、権利擁護等に関する法律支援について、行政、関連団体及び関係機関の要請があれば、それに協力し、必要があれば相談会等を実施する。